

京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成19年京都府条例第50号）

（目的）

第1条 この条例は、自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）の安全な利用の促進に関し、府、自転車を利用する者その他の主体の責務と役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めることにより、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって自転車に関する事故の防止、自転車の秩序ある利用の推進及び自転車を安全かつ快適に利用できる環境の形成に寄与することを目的とする。

（府の責務）

第2条 府は、自転車の安全な利用の促進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

（自転車利用者の責務）

第3条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令の規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を励行すること等により自転車の安全な利用に努めなければならない。

- (1) 交差点内を通行しようとするときは、必要に応じ一時停止又は徐行をするなど車両及び歩行者に注意して運転をすること。
- (2) 携帯電話、イヤホン又はヘッドホンを使用しながら運転をしないこと。
- (3) 歩行者の通行の頻繁な歩道及び路側帯（以下「歩道等」という。）では自転車を押して歩くこと。
- (4) 歩行者が通行している歩道等においては、傘を使用しながら運転をしないこと。
- (5) 歩道等を通行する歩行者に対し、自己の進路を確保する目的で警音器を使用しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしないこと。

2 自転車を利用する者は、その利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備をするよう努めなければならない。

3 自転車を利用する者は、その利用する自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済（以下「自転車損害保険等」という。）に加入するよう努めなければならない。

（自転車小売業者の責務）

第4条 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）は、その事

業活動を通じて自転車の安全な利用の方法について府民の理解を深める等自転車の安全な利用の促進に努めなければならない。

- 2 自転車小売業者は、府民、事業者及び交通安全活動団体（交通の安全を図る活動を行うことを主たる目的として組織された団体をいう。以下同じ。）（以下「府民等」という。）並びに府が行う自転車の安全な利用の促進に関する取組に協力するよう努めなければならない。

（府民の責務）

第5条 府民は、自転車の安全な利用の方法について理解を深め、家庭、職場、地域等において自転車の安全な利用を呼びかける等自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

- 2 府民は、府が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（交通安全活動団体の役割）

第6条 交通安全活動団体は、その活動を通じて自転車の安全な利用の方法について府民の理解を深め、地域における自転車の安全な利用の促進に関する取組を積極的に推進する役割を果たすものとする。

（自転車安全利用促進計画）

第7条 知事は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するための計画（以下「自転車安全利用促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 自転車安全利用促進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育（以下「自転車交通安全教育」という。）に関する事項
 - (2) 自転車の安全な利用の方法に関する広報及び啓発に関する事項
 - (3) 自転車に係る利用環境の整備に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、自転車の安全な利用の促進に関し必要な事項
- 3 知事は、自転車安全利用促進計画を定めるに当たっては、府民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。
- 4 知事は、自転車安全利用促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、自転車安全利用促進計画の変更について準用する。

（自転車交通安全教育等）

第8条 府は、市町村、学校、府民、交通安全活動団体等と連携し、効果的な自転車交通安全教育の実施に努めるものとする。

- 2 小学校、中学校及び高等学校の長は、児童又は生徒に対してその発達段階に応

じた自転車交通安全教育を実施するよう努めるものとする。

- 3 大学その他の教育研究機関の長は、自転車の安全な利用の方法について学生の理解が深まるよう啓発に努めるものとする。
- 4 事業者は、自転車の安全な利用の方法について従業員の理解が深まるよう啓発に努めるものとする。
- 5 府は、市町村、学校、府民、交通安全活動団体等による自主的な自転車交通安全教育の促進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるものとする。

(広報及び啓発等)

- 第9条 府は、自転車の安全な利用の方法について府民の理解が深まるよう、交通安全活動団体、市町村及び国と連携し、広報及び啓発を行うものとする。
- 2 府は、自転車を利用する者による自転車の定期的な点検及び整備を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。
 - 3 府は、自転車を利用する者の自転車損害保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(自転車安全利用推進員)

- 第10条 知事は、自転車の安全な利用の方法について府民の理解を深めるため、自転車交通安全教育、広報、啓発その他の自転車の安全な利用の促進に関する活動を行う自転車安全利用推進員(以下「推進員」という。)を委嘱することができる。
- 2 府は、推進員の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要な支援を行うものとする。

(府民等の自主的な組織活動の促進)

- 第11条 府は、自転車の安全な利用の促進に関する府民等の自主的な組織活動を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるものとする。

(乗車用ヘルメット)

- 第12条 自転車を利用する者は、道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。)において、自転車に取り付けられた幼児用乗車装置に幼児(6歳未満の者をいう。)を乗車させるときは、当該幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせなければならない。
- 2 府は、十分な安全性を有する乗車用ヘルメットの普及を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(自転車安全利用情報の説明等)

- 第13条 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする

る者に対して、自転車安全利用情報（自転車の適正な通行の方法、点検及び整備の必要性その他自転車の安全な利用に関する情報で規則で定めるものをいう。以下同じ。）を説明しなければならない。

- 2 府は、自転車小売業者による自転車安全利用情報の説明が円滑かつ効果的に行われるよう、指導、助言その他の必要な措置を講じるものとする。
- 3 規則で定める自転車小売業者は、規則で定めるところにより、その販売員が自転車安全利用情報について適切に説明することを推進する者を選任し、その氏名その他必要な事項を知事に届け出なければならない。

（自転車に係る利用環境の向上）

第14条 府は、国、市町村及び府民等と連携し、自転車に係る利用環境の向上を図るため、必要な措置を講じるものとする。

（財政上の措置）

第15条 府は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

（勧告）

第16条 知事は、第13条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

（公表）

第17条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又は代理人の出席を求め、釈明の機会を与えるものとする。

（規則への委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条第1項、第13条、第16条及び第17条の規定は、平成20年4月1日から施行する。